

# 令和6年度市民税・県民税



市民の皆さんに納めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。市民税と県民税を合わせたものを住民税といいます。

個人の住民税は、納税義務のある方が、均等の額で

負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、その年の1月1日現在にお住まいの市町村から、前年の所得に基づいて課税されます。

☎課税課 (☎内線2237)

## 市・県民税が課税される方

令和6年1月1日現在で

- ・市内に居住し、令和5年1月から12月までに一定以上の所得があった方
- ・市内に事務所、事業所、家屋敷を所有している方(均等割のみ)



## 市・県民税が課税されない方

- ・令和5年1月から12月までに所得がなかった方
- ・生活保護法による生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦・ひとり親で、令和5年1月から12月までの合計所得金額が135万円以下の方
- ・令和5年1月から12月までの合計所得金額が、次の金額以下の方  
扶養親族がいない方…42万円以下  
扶養親族がいる方…  
 $32万円 \times [(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の数] + 28万9000円$ 以下

## 令和6年度市・県民税の定額減税

令和6年度は、市・県民税から、一定の額が減税されます。減税額は、税額決定通知書で確認できます。

対象 市・県民税所得割の納税義務者で、令和5年中の合計所得金額が1805万円以下の方

減税額

- 1万円  $\times [(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族) の数]$
- ※同一生計配偶者と扶養親族の判定は、原則、令和5年12月31日の状況によります。
- ※対象は、国内に住所を有する方に限ります。

定額減税の制度について、詳しくはホームページをご覧ください。



## 令和6年度市・県民税証明書の交付

証明書の種類 所得証明書、課税証明書、非課税証明書  
交付可能場所 課税課、市民課、各支所・出張所  
交付手数料 1通につき300円  
証明書の発行開始日 6月3日(月)

コンビニ交付がお得で便利!

市内に住所を有する方は、コンビニエンスストアでも市・県民税証明書を取得できます。

交付手数料 1通につき200円

※取得方法など、詳しくはホームページをご覧ください。



# 広告

## 市・県民税額の計算方法

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{課税総所得金額}} \\
 \text{(所得金額 - ①所得控除額)} \times \boxed{\text{税率10\%}} \\
 \text{(市民税6\%、県民税4\%)} - \boxed{\text{②税額控除}} = \boxed{\text{所得割額}} \\
 \\
 \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{③均等割額}} + \boxed{\text{④森林環境税}} = \boxed{\text{年税額}} \\
 \text{(市民税3000円、県民税2000円)} \quad \text{(国税1000円)}
 \end{array}$$

### ①所得控除の種類

基礎控除、医療費控除、小規模企業共済等掛金控除、社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、勤労学生控除、寡婦・ひとり親控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、雑損控除

### ②税額控除

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、外国税額控除、配当割額控除、寄附金税額控除、株式等譲渡所得割額控除

※市・県民税には、政党等寄附金特別控除などの制度はありません。

### ③均等割額

市民税3000円、県民税2000円(うち1000円は森林湖沼環境税分)が課税されます。

復興税分(1000円)は令和5年度で終了しました。

### ④森林環境税

令和6年度から、新たに森林環境税(1000円)が課税されます。

森林環境税は国税であり、③県民税の均等割額に含まれる森林湖沼環境税とは別の税です。

※土地・建物などの分離譲渡所得は、計算方法が異なります。税率などが細かく規定されていますので、詳しくはお問い合わせください。

※3月16日以降に確定申告をした方は、年度の途中で市・県民税額が変更になる場合があります。また、国民健康保険税などの算定にも影響が出る場合があります。

## 市・県民税を納める方法

	納税方法	税額決定通知書について
勤務先が給与から差し引いて納める (特別徴収)	年税額を令和6年6月から令和7年5月までの12回に分けて、給与から差し引いて納めます。	5月中旬以降に勤務先から配付されます。
納税通知書で納める (普通徴収)	市から送付する納税通知書兼税額決定通知書により、年税額を令和6年6月、8月、10月、令和7年1月の4回の納期に分けて納めます。	6月中旬に市から個人宛に送付します。
公的年金から差し引いて納める (年金特別徴収)	年税額を令和6年4月から令和7年2月までの6回に分けて、年金から差し引いて納めます。	

※令和6年度は定額減税が実施されるため、上記の方法と異なる場合があります。納税方法について、詳しくは税額決定通知書やホームページをご覧ください。

広告